

令和6年度の改正点

1 伴走支援型経営改善資金の延長

- 国の「伴走支援型特別保証制度」の取扱期間の延長に伴い、下記のとおり取扱期間を延長します。

<現 状>

取扱期間：令和6年3月31日までに実行されたものを有効



<令和6年4月～>

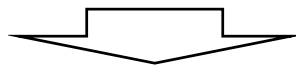
取扱期間：令和6年6月30日までに保証協会が保証申込受付かつ令和6年8月31日までに融資実行されたものを有効

2 事業資金（短期貸付）の拡充

- 現下の物価高騰等を踏まえ、事業資金（短期貸付）の融資限度額を拡充します。

<現 状>

	運転資金	
	中小企業者・認定組合の組合員	認定組合
融資 限度額	【中小企業者】 信用保証付き <u>2,000万円</u> 信用保証なし <u>2,000万円</u> ※信用保証付き、信用保証なし併用の場合 は、合計 <u>4,000万円</u> 【認定組合の組合員】 <u>5,000万円</u> ※組合員としての限度額を利用できるのは、 認定組合に申し込む場合に限る。 この場合、中小企業者としての限度額との併用は不可。 (一企業当たりで合計 <u>5,000万円</u> の利用が限度とな る。)	<u>5,000万円</u> ※知事の認定を受けた中小企業組合のみ利用可



<令和6年4月～>

	運転資金	
	中小企業者・認定組合の組合員	認定組合
融資 限度額	【中小企業者】 信用保証付き <u>3,000万円</u> 信用保証なし <u>3,000万円</u> ※信用保証付き、信用保証なし併用の場合 は、合計 <u>6,000万円</u> 【認定組合の組合員】 <u>6,000万円</u> ※組合員としての限度額を利用できるのは、 認定組合に申し込む場合に限る。 この場合、中小企業者としての限度額との併用は不可。 (一企業当たりで合計 <u>6,000万円</u> の利用が限度とな る。)	<u>6,000万円</u> ※知事の認定を受けた中小企業組合のみ利用可

3 産業創造資金（事業承継支援貸付）の見直し

- 中小企業者の代表者や事業を営んでいない個人（会社役員、従業員）が、経営承継円滑化法の認定を受けることで、信用保証協会の保証を単独で受けられるようにするため、融資対象者要件の見直しを行います。

<現 状>

融資 対象者	<p>中小企業者 次のア又はイのいずれかに該当する者</p> <p>ア 次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する者（（イ）から（エ）に該当する場合、第3の1（2）に該当することを要しない。また、（イ）から（エ）で事業税等の納期限が到来していない場合、第3の1（3）に該当することを要しない。）</p> <p>（ア）親族内承継（3親等内の親族に限る。以下同じ。）又は役員・従業員承継により、代表者を交代しようとする法人又は代表者が交代してから2年未満の法人</p> <p>（イ）親族内承継又は役員・従業員承継により、第3の1に該当する個人から事業の引継ぎを受けてから2年未満の者</p> <p>（ウ）経営者の後継者が不在の法人（第3の1に該当する者に限る。）からM&A（株式譲渡、事業譲渡等をいう。）により事業の譲渡を受けようとする法人又は事業の譲渡を受けてから2年未満の法人</p> <p>（エ）後継者不在の個人（第3の1に該当する者に限る。）から事業の譲渡を受けようとする者又は事業の譲渡を受けてから2年未満の者</p> <p>イ 次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者</p> <p>（ア）経営承継円滑化法第12条第1項第1号イ若しくはロの認定を受けた会社又は同項第2号の認定を受けた個人（経営承継関連保証又は経営承継準備関連保証）</p> <p>（イ）経営承継円滑化法第12条第1項第1号ハの認定を受けた会社であって、保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされており、かつ、保証協会への申込日において返済緩和している借入金がないもの（経営承継準備関連保証）</p>
-----------	---



<令和6年4月～>

融資 対象者	<p>中小企業者 次のアからウのいずれかに該当する者</p> <p>ア 経営承継円滑化法第12条第1項第1号イ若しくはロの認定を受けた会社、同項第2号イ若しくはロの認定を受けた個人又は同項第1号イの認定を受けた会社の代表者（経営承継関連保証、経営承継準備関連保証又は特定経営承継関連保証）</p> <p>イ 経営承継円滑化法第12条第1項第1号ハの認定を受けた会社であって、保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされており、かつ、保証協会への申込日において返済緩和している借入金がないもの（経営承継準備関連保証）</p> <p>ウ 経営承継円滑化法第12条第1項第3号の認定を受けた事業を営んでいない個人（特定経営承継準備関連保証）</p>
-----------	--

4 設備投資促進資金の見直し

- 融資対象者要件の見直しを行い、「成長分野への進出・事業拡大」要件と「感染症の拡大防止策実施」要件を廃止します。

<現 状>

融資対象者	次のアからキのいずれかに該当する中小企業者、中小企業組合 <u>(ア) 成長分野への進出・事業拡大</u> (イ) 人手の省力化 (ウ) シニア、女性及び障害者等の職場環境の整備等 <u>(エ) 感染症の拡大防止策実施</u> (オ) カーボンニュートラルの実現 (カ) D Xの推進 (キ) 事業再構築の推進
-------	--



<令和6年4月～>

融資対象者	次の <u>アからオ</u> のいずれかに該当する中小企業者、中小企業組合 <u>成長分野への進出・事業拡大</u> 【廃止】 (ア) 人手の省力化 (イ) シニア、女性及び障害者等の職場環境の整備等 <u>感染症の拡大防止策実施</u> 【廃止】 (ウ) カーボンニュートラルの実現 (エ) D Xの推進 (オ) 事業再構築の推進
-------	---

5 経営あんしん資金の「知事が指定する災害等」について

- 「新型コロナウイルス感染症」については、令和6年4月1日から令和7年3月31日融資実行分まで、知事が指定する特別な災害等として指定します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合の申込書の具体的な記載方法等は制度融資の手引 p.101 ページを御参照ください。

6 経営安定資金（知事指定等貸付）特定業種関連【エネルギー・原材料価格高騰特例】の取扱終了

- 「経営安定資金（知事指定等貸付）特定業種関連【エネルギー・原材料価格高騰特例】」について、取扱を終了します。

7 融資利率の変更について

■運用についての注意事項

- 令和6年度4月1日以降の融資利率は令和6年3月31日までの融資利率から事業資金（短期貸付）及び金融機関所定利率の資金を除き変更します。
 - 制度融資の手引に記載の制度融資一覧表等を御参照の上、適切な運用をお願いします。
- 融資利率の適用は融資実行時で判断します。令和6年3月31日以前に受付を行った案件であっても令和6年4月1日以降に融資実行する場合には、令和6年4月1日以降の融資利率が適用されます。

8 様式の変更

- ・資金メニューの見直しによる変更等に伴う様式の改正をしました。
- ・改正後の様式については、県 HP「県指定様式集」ページをご確認ください。

※原則として、ホームページに掲載している様式を御利用ください。それ以前の様式については、改正内容に影響のない範囲であれば使用可能です。